

令和 3 年度
学童クラブの手引き
(放課後児童健全育成事業)

令和3年4月1日～令和4年3月31日



与謝野町教育委員会 社会教育課
与謝野町字加悦433番地 加悦庁舎2階
☎43-9026

運営委託先 与謝野町社会福祉協議会
与謝野町字幾地908番地
☎43-0294

目 次

1. 放課後児童健全育成事業とは	・・・1
2. 利用できる人	・・・1
3. 町内の学童クラブと利用できる地域	・・・1
4. 開所日および開所時間	・・・2
5. 休所日	・・・3
6. 持ち物	・・・3
7. 児童の送迎	・・・3
8. 欠席の連絡	・・・4
9. 利用料等	・・・4
(1) 児童1人当たりの利用料	
(2) 延長保育料	
(3) その他	
(4) 利用料の減免と申請方法	
(5) 利用料の納入方法について	
10. 利用開始後の手続き	・・・5
(1) 承認された内容を変更したいとき	
(2) 住所・保護者の勤務先（就労状況）等申請時と内容が変わったとき	
(3) 育児休暇を取得することとなったとき	
11. 緊急時の対応について	・・・5
(1) 気象警報発令時（波浪・高波警報は除く）	
(2) 児童の健康管理について	
12. 利用の取り消し	・・・6
(1) 対象児童としての要件を欠くに至ったとき	
(2) 申請書類の記載内容に虚偽又は不正があったとき	
(3) 学童クラブの運営上支障があると認めるとき	
(4) 利用料やおやつ代の滞納があるとき	
13. その他	・・・7
(1) 夏期休暇利用について	
(2) 委託先について	

1. 放課後児童健全育成事業とは

学童クラブは、保護者の就労や疾病その他の理由により、放課後等の昼間、適切な保育が受けられないと認められる家庭の児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図るための事業です。

2. 利用できる人

- ・与謝野町内に住所がある小学校1年生から6年生までの児童
- ・授業終了後等の昼間、保護者（同一家庭内・同一地区内に住む親以外の親族を含む）が就労その他の理由で家庭保育が受けられない児童
- ・利用に際して、誓約書の内容を理解して承諾される保護者の児童

- ※ 学童クラブは、保護者が安心して仕事に従事できるよう支援するための事業です。
- ※ 就労を支援する事業のため、保護者の「ボランティア活動」「趣味の講座（〇〇教室）」等を理由にした児童の受入は行いません。また、集団生活に慣れさせるためや近所に遊び相手がない等の理由での利用はできません。
- ※ 利用承認を受け、名簿登録をしている場合でも、休日等で就労されていない時間は、家庭での見守りをお願いします。お子さんと接する時間を大切にしましょう。

（誓約書の内容）

- 1、学童クラブ（学童保育）の保育料は、決められた期限内に納めます。
- 2、保護者が責任をもって学童保育施設からの送迎をし、迎えの時間厳守に努めます。また、気象警報発令時は、早急に迎えに行きます。
- 3、出欠等に変更が生じた場合は、必ず指導員に連絡し、無断欠席はしません。
- 4、登録期間中であっても保護者が休日等在宅している場合は、保護者が保育をします。
- 5、長期休業期間、土曜日、短縮授業日等の全日開所する日は、昼食を持参させます。
- 6、学童クラブ（学童保育）の実施中の、事故やけが（食物アレルギーを含む）及び施設・備品の破損等の責任は、保護者にあるものとします。
- 7、学童クラブ（学童保育）中の与薬等の医療行為を、**指導員**に求めません。
- 8、学童クラブ（学童保育）の取決めを守り、**指導員**の指示に従い、集団生活に支障をきたさないようにします。

※上記内容を順守できなかった場合は、利用承諾を取消されることを承諾します。

3. 町内の学童クラブと利用できる地域

与謝野町では、居住地域や通学している小学校により、利用できる学童クラブを指定しています。

クラブ名	対象児童	開設場所（電話番号）
加悦学童クラブ	加悦小学校区の児童	加悦地域公民館大ホール 加悦451-1 (TEL080-8339-0030)
三河内学童クラブ	三河内小学校区の児童	三河内幼稚園下の借家 三河内1919-2 (TEL090-5679-3855)

クラブ名	対象児童	開設場所
市場学童クラブ	市場小学校区の児童	市場学童保育所 幾地 910-1 (TEL080-1419-3411)
山田学童クラブ	山田小学校区の児童	山田学童保育所 下山田 376-8 (TEL080-1417-3922)
石川学童クラブ	石川小学校区の児童	国保診療所横の旧職員住宅 石川 685-1 (TEL090-7362-2245)
岩滝学童クラブ	岩滝小学校区の児童	旧かえでこども園 岩滝 861-2 (TEL090-8197-4220)

4. 開所日および開所時間

- 通常期（学校休業日を除く月曜日～金曜日）
 - ・学校終業後から午後6時まで
- 土曜日、長期休業期（春・夏・冬休み）および学校行事等による振替休日
 - ・午前8時から午後6時まで

小学校の長期休業期は次のとおりです。

<学年始休業日> 4月1日～5日

<夏季休業日> 7月21日～8月31日

<冬季休業日> 12月25日～翌年1月7日

<学年末休業日> 3月25日～31日

（与謝野町立学校管理運営規則）

なお、学校の事情により変更される場合があります。

終業式の翌日から始業式の前日までの期間です。

注1. 長期休業期の利用は、上記規則を参考としてください。

ただし、新1年生の4月の春休みは、入学式の前日まで利用できます。

注2. 暦の関係で、長期休業期の開所日数は変動します。

注3. 振替休校日及び気象状況その他の理由により、保育時間を変更もしくは休所とすることがあります。

① 土曜日について

- ・利用を希望される場合は、4日前までに各クラブにお申し込みください。
（希望がない場合は休所します。）

- ・三河内学童クラブ、山田学童クラブ、石川学童クラブについては、市場学童クラブで実施します。

② 延長保育について

- ・早朝：午前7時45分～午前8時（土曜日・学期休暇・振替休日）
- ・夜間：午後6時～午後6時30分（利用日全日）

※延長保育は必要な場合のみ申し込みをしてください

5. 休所日

- ・日曜日及び国民の祝日（※学校行事等で授業日であっても閉所します）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・お盆休み（8月13日～8月16日）
- ・気象警報の発令・感染症の流行に伴い、学校が休校（学級閉鎖）を決定したとき ⇒ 「11. 緊急時の対応について」をあわせてご確認ください。
- ・その他必要と認められた日（警報発令時や利用児童がない場合）

6. 持ち物

- ①うがいコップ（三河内・市場・山田・石川・岩滝）
- ②上靴（加悦・三河内・岩滝）
- ③季節に応じた着替え一式
- ④汗拭きタオル・ハンカチ・水筒（毎日持たせてください）
- ⑤弁当（学期休暇・土曜日・短縮授業日）
- ⑥プールの準備（夏季休暇利用時）
- ⑦警報発令解除後の利用確認（年度当初利用時）

○ 昼食について

- ・長期休業期間中、土曜日、振替休日等で1日を学童クラブで過ごす場合は、弁当を持参してください。また、学校給食のない日（入学式・短縮授業日等）も弁当が必要です。

※夏場は必ず保冷剤を入れてください。デザートは華美にならないようお願いします。うどん等の汁物はご遠慮ください。

○ おやつについて

- ・学童クラブで市販のおやつを用意しますが、費用は保護者負担です。
- ・食物アレルギーのある方は、指導員に相談のうえ各自でおやつを持参していただく場合があります。

○ その他

- ・学童保育に必要なのない（学校で禁止されている）物は持たせないようにしてください。

7. 児童の送迎

- ・保護者の方が責任をもって各学童クラブにお迎えに来てください。（※中高生は不可）
- ・保育時間は午後6時（延長保育は午後6時半）までとなっていますので、お迎えは時間厳守で、お迎えの前に買い物などの所用などはせず、直接職場からお迎えに来てください。（※保育時間内での退室にご協力ください。）

※ご注意ください

- ・長期休業期間中、土曜日、振替休日は、保護者もしくは責任のある代理の方の送迎をお願いします。連絡等の対応の為、保育室玄関までご来所ください。但し、平日の下校時は、集団下校（登所）です。指導員による下校時の迎いの対応はできかねますので、保護者において集団下校（登所）の道順、交通安全確保のための指導を十分に行ってください。
- ・個別児童を対象とした補習授業・習い事等へ行かせる事は出来ませんので、必ず保護者の送迎をお願いします。（学校への集団登校の場合、夏休み中の地区プール、補習などを除く）

- ・申請書の「家族の構成欄」に記入された家族の方以外がお迎えに来られる場合は、必ず各学童クラブに事前に連絡してください。

8. 欠席の連絡

- 通常期（学校休業日を除く月曜日～金曜日）に、学校終業後から引き続き学童クラブを利用される方で、学童クラブを欠席する場合は、保護者から学童クラブと学校の両方に必ず連絡してください。
- 土曜日、長期休業期（春・夏・冬休み）および学校行事等による振替休日に、学童クラブを欠席する場合は、保護者から学童クラブに連絡してください。

※ 学童クラブへの連絡先は、「3. 町内の学童クラブと利用できる地域」に電話番号を記載しています。

なお、学童クラブへの連絡ができない場合は、町社会福祉協議会 野田川支所（43-0294）へ連絡してください。

9. 利用料等

（1）児童1人当たりの利用料

月額3,000円（8月分のみ 6,000円）

（2）延長保育料

月額500円（早朝のみの利用は無料）

（3）その他

- おやつ代（現在1回60円）、行事参加費等は、実費をご負担いただきます。（利用料と一緒に徴収します）
- 施設を破損等させた場合は、修理代をご負担いただく場合があります。

（4）利用料の減免と申請方法

- 減免対象
生活保護世帯の場合・災害その他の事情がある世帯で、町長が必要と認める世帯
- 申請方法
学童クラブ（学童保育）利用料減免申請書を社会教育課へ提出してください。

（5）利用料の納入方法について

学童クラブ利用料金（学童保育利用料）は、翌月に納付書をお送りしますので納付してください。（コンビニ等でも納付できます。）また、口座振替により納付することもできます。

10. 利用開始後の手続き

利用承認後に、次のことが発生した場合には、届出が必要です。

- （1）承認された内容を変更したいとき、利用停止したいとき、退所したいとき
≫≫≫≫学童保育（利用変更・利用停止・退所）届出書
（例）・長期（年間）のみの利用を年間（長期のみ）利用に変更したい。
・延長利用を追加（取止め）したい。
・一時的に家庭での見守りができるため、学童クラブを休みたい。

※ご注意ください

- ・ 1 ヶ月以上利用の見込がない場合は、必ず事前に「利用停止届」を提出してください。（届出がないと、利用の有無に関わらず利用料が発生します。）
- ・ 正当な理由がなく利用停止届出の期間が2カ月を超えるような場合は、家庭での見守りが可能と判断し承諾の取消をさせていただき、待機中の利用希望者に利用していただきます。

(2) 住所・保護者の勤務先（就労状況）等申請時と内容が変わったとき

≫≫≫≫学童保育（利用変更・利用停止・退所）届出書

(例) ・勤務先が変更したとなった

⇒新しい勤務先（会社、事業所等）が発行した「就労等事項に関する証明書」の添付が必要です。

・別居の祖父母と同居することとなった

⇒同居する祖父母が65歳未満の場合は祖父母の「就労等事項に関する証明書」の添付が必要です。

(3) 育児休暇を取得することとなったとき

≫≫≫≫学童保育（利用変更・利用停止・退所）届出書

(例) ・育児休暇を取得する場合

⇒育児休暇の期間は、学童クラブをご利用いただけません。育児休暇期間は、退所若しくは期間中の登録を抹消します。

・育児休暇期間が終わる場合

⇒育児休暇の期間が終わり復職される場合は、学童クラブをご利用いただけます。1カ月前までにご連絡ください。（勤務状況が変わった場合は、「就労等事項に関する証明書」を再提出してください。）

11. 緊急時の対応について

(1) 気象警報発令時（波浪・高潮警報は除く）

午前7時の時点で与謝野町に気象警報が発令されている場合は、次の流れで確認してください。

①小学校の開校時の場合（平日）

午前10時30分までに警報が解除された場合	平常通り開所します。
午前10時30分時点で警報が継続中の場合	休所します。
登所後に警報が発令された場合	保護者にお迎えを連絡します。全てのお迎えが終了後に休所します。

②小学校の開校時の場合（土曜活用）

午前9時30分までに警報が解除された場合	下校時刻に開所します。
午前9時30分時点で警報が継続中の場合	休所します。
登所後に警報が発令された場合	保護者にお迎えを連絡します。全てのお迎えが終了後に休所します。

③小学校休校日の場合（土曜日・振替休日・長期休業期間）

午前8時までに警報が解除された場合	AM9:30に開所します。 AM8:00の受入はできません。
午前10時30分までに警報が解除された場合	正午に開所します。
午前10時30分時点で警報が継続中の場合	休所します。
登所後に警報が発令された場合	保護者にお迎えを連絡します。 但し、AM10:30までに警報が解除された場合は、正午に開所します。

※ 警報発令時は、至急、保護者の迎えをお願いします。

(2) 児童の健康管理について

- ・学童保育中の医療行為は行えません。（与薬行為も行いません。）
- ・学童クラブ出席中に体調が悪くなった場合や学童施設内で発生した怪我については、応急処置はしますが、状況によってはお迎えをお願いすることがあります。なお、医療費等実費は保護者負担となります。
- ・体調不良により学校を休んだ児童は、学童クラブの利用を控えてください。
- ・医療機関で診察を受けたときは、医師の指示に従ってください。
- ・インフルエンザ等感染症により学級（学年）閉鎖となった場合
閉鎖となったクラス（学年）に属する児童は、学童クラブを利用できません。
- ・インフルエンザ等感染症により学校閉鎖となった場合
当該校区の学童クラブを休所します。

(3) 緊急連絡先について

- ・保護者の連絡先は常に明確にしておいてください。
- ・緊急連絡先は記載の順番に連絡しますので、変更があれば速やかに指導員にお知らせください。

※出欠確認のために連絡をさせていただくこともあります。

12. 利用の取り消し

次にあてはまる場合は、利用承認を取り消すことがあります。

(1) 対象児童としての要件を欠くに至ったとき

(例) ・保護者の離職等により、家庭で見ることが可能となった場合

(2) 申請書類の記載内容に虚偽又は不正があったとき

(例) ・「就労等事項に関する証明書」に記載された内容が勤務実態と相違する。
・介護等を理由とした記載が、実態と相違することが判明した場合。

(3) 学童クラブの運営上支障があると認めるとき

(例) ・正当な理由によらず欠席が多い、又は、無断欠席が続く場合
・休所時間の午後6時（延長保育は午後6時半）となっても迎えに来られない場合
・集団生活を行うなかで、指導員に指示に従わず、運営の妨げとなる。
・他の児童への迷惑行為が頻繁に続き、注意しても止めようとしない。
・運営に関し保護者の協力が得られないとき。（利用料滞納の場合等）

(4) 利用料やおやつ代の滞納があるとき

利用料やおやつ代等は、学童クラブの大切な運営財源ですので、納期内に必ずお支払いください。なお、2ヵ月以上の滞納で、原則、退所していただくこととなりますので、ご注意ください。

13. その他

(1) 夏期休暇利用について

- 学童への登所は靴をお願いします。
(プールサイドへの移動用にサンダルをご持参ください。)
- 欠席される場合は、午前9時までに学童クラブへ連絡をお願いします。
感染症により欠席の場合は病名をお知らせください。
※ 学童クラブへの連絡先は、「3. 町内の学童クラブと利用できる地域」に電話番号を記載しています。
- 学校の補習について
事前に保護者からの連絡がない場合や利用児童が複数名でない場合は、児童を登校させる事はできませんのでご了承ください。
※ 児童からの伝言・学校からの連絡では、登校させられませんのでご了承ください。
- 地区プールについて
※ 利用される場合は、水着等の準備をして登所してください。
地区プールの利用は、水泳カードで確認しますので、事前連絡は不要です。
利用児童が複数名でない場合は、登校させられませんのでご了承ください。
地区プールに必要な持ち物を忘れた場合は、登校させられません。忘れ物についての電話連絡はできませんので、保護者の責任のもと準備をお願いします。

☆夏休みの一日の過ごし方

登所から 9:30	自主学習・読書など
9:30~9:45	朝の会
9:45~11:45	自由遊び
11:45~	昼食
13:00~18:00	自由遊び・地区プール・おやつ
18:00~18:30	延長保育
18:30	休所

(2) 委託先について

- 各地区の学童クラブの運営については、社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会に運営委託しています。